

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財閥第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 4 類</p> <p>酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品</p> <p>(省 略)</p> <p>総 説</p> <p>この類には、次の物品を含む。</p> <p>(I) 酪農品</p> <p>(省 略)</p> <p>この類の<u>注5 (c)</u>において、「酪酸グリセリド」とは、乳脂肪をいい、「オレイン酸グリセリド」とは、乳脂肪以外の脂肪、特に植物性の油脂（<u>例えば、オリーブ油</u>）をいう。</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 15 類</p> <p>動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、 調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう</p> <p>(省 略)</p> <p>総 説</p> <p>(省 略)</p> <p>(B) この類の 15.07 項から 15.15 項までには、各項に記載されている単独（すなわち、他の種類の油脂を混合していないもの）の植物性油脂又は微生物性油脂及びその分別物を含む（精製してあるかないかを問わないものとし、化学的な変性加工をしたものと除外する。）。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 類</p> <p>酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品</p> <p>(同 左)</p> <p>総 説</p> <p>この類には、次の物品を含む。</p> <p>(I) 酪農品</p> <p>(同 左)</p> <p>この類の<u>注4 (b)</u>において、「酪酸グリセリド」とは、乳脂肪をいい、「オレイン酸グリセリド」とは、乳脂肪以外の脂肪、特に植物性の油脂（<u>例えばオリーブ油</u>）をいう。</p> <p>(同 左)</p> <p style="text-align: center;">第 15 類</p> <p>動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、 調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう</p> <p>(同 左)</p> <p>総 説</p> <p>(同 左)</p> <p>(B) この類の 15.07 項から 15.15 項までには、各項に記載されている単独（すなわち、他の種類の油脂を混合していないもの）の植物性油脂又は微生物性油脂及びその分別物を含む（精製してあるかないかを問わないものとし、化学的な変性加工をしたものと除外する。）。</p>

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(省 略)	
<p>これらの項に含まれる植物性油脂は、主として、12.01 項から 12.07 項までの採油用の種及び果実から得られるが、その他の項に属する植物性材料からも得られる（例えば、オリーブ油、12.12 項の桃、あんず又はプラムの核から得られる油、08.02 項のアーモンド、くるみ、<u>松の実</u>、ピスタチオナット等から得られる油、穀物の胚（はい）芽から得られる油）。15.15 項に該当する微生物性油脂は、油糧微生物から脂質を抽出することにより得られる。微生物性油脂は単細胞油（SCO）としても知られている。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 29 類 有機化学品</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>29.40 糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第 29.37 項から第 29.39 項までの物品を除く。）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(B) 糖エーテル、糖アセタール及び糖エステル並びにこれらの塩</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この項には次の物品を含む（化学的に单一であるかないかを問わない。）。</p> <p>(1) ~ (6) (省 略)</p> <p>(7) グリコシド結合がアノマー化した炭素原子のエーテル化によって形成されたアセタール官能基となっている天然でないグリコシド（例えば、ト</p>	<p>これらの項に含まれる植物性油脂は、主として、12.01 項から 12.07 項までの採油用の種及び果実から得られるが、その他の項に属する植物性材料からも得られる（例えば、オリーブ油、12.12 項の桃、あんず又はプラムの核から得られる油、08.02 項のアーモンド、くるみ、<u>ピグノリアナップ</u>、ピスタチオナット等から得られる油、穀物の胚（はい）芽から得られる油）。15.15 項に該当する微生物性油脂は、油糧微生物から脂質を抽出することにより得られる。微生物性油脂は単細胞油（SCO）としても知られている。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;">第 29 類 有機化学品</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>29.40 糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第 29.37 項から第 29.39 項までの物品を除く。）</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>(B) 糖エーテル、糖アセタール及び糖エステル並びにこれらの塩</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この項には次の物品を含む（化学的に单一であるかないかを問わない。）。</p> <p>(1) ~ (6) (同 左)</p> <p>(7) グリコシド結合がアノマー化した炭素原子のエーテル化によって形成されたアセタール官能基となっている天然でないグリコシド（29.37 項、</p>

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>リベノシド（INN）</u> (29.37項、29.38項又は29.39項の物品を除く。)	29.38項又は29.39項の物品を除く。 <u>例えば、α-メチルグルコシド、トリベノシド（INN）</u>
(省 略)	(同 左)
第 39 類 プラスチック及びその製品	第 39 類 プラスチック及びその製品
(省 略)	(同 左)
総 説	総 説
(省 略)	(同 左)
重合体（共重合体を含む）及び化学的に変性させた重合体の分類	重合体（共重合体を含む）及び化学的に変性させた重合体の分類
(省 略)	(同 左)
(A) 一連の号中に「その他のもの」を定める号が存在する場合の分類 (1) (省 略) (2) 号注1 (a) (2) の規定は3901.30号、3901.40号、3903.20号、3903.30号及び3904.30号の物品の分類に関するものである。 これらの号に分類される共重合体は号に分類された重合体を構成する単量体ユニットが重量で95%以上を占めなければならない。	(A) 一連の号中に「その他のもの」を定める号が存在する場合の分類 (1) (同 左) (2) 号注1 (a) (2) の規定は3901.30号、3901.40号、3903.20号、3903.30号及び3904.30号の物品の分類に関するものである。 これら <u>4</u> つの号に分類される共重合体は号に分類された重合体を構成する単量体ユニットが重量で95%以上を占めなければならない。
(省 略)	(同 左)
(3) 及び (4) (省 略)	(3) 及び (4) (同 左)
(省 略)	(同 左)
第 40 類	第 40 類

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ゴム及びその製品	ゴム及びその製品
(省 略)	(同 左)
40.08 板、シート、ストリップ、棒及び形材（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）のものに限る。） (省 略)	40.08 板、シート、ストリップ、棒及び形材（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）のものに限る。） (同 左)
紡織用纖維と加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）とを結合したもの（全体にわたっているものか又は表面だけのものかを問わない。）から製造する物品の所属の決定は、56類の注3及び59類の <u>注5</u> の規定に従う。その他の材料と加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）とを結合したものは、ゴムの重要な特性を有しているものに限り、この項に含む。 (省 略)	紡織用纖維と加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）とを結合したもの（全体にわたっているものか又は表面だけのものかを問わない。）から製造する物品の所属の決定は、56類の注3及び59類の <u>注4</u> の規定に従う。その他の材料と加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）とを結合したものは、ゴムの重要な特性を有しているものに限り、この項に含む。 (同 左)
第 47 類 木材パルプ、纖維素纖維を原料とするその他のパルプ及び古紙 (省 略) 総 説 (省 略) この類には、次の物品を含まない。 (a) (省 略) (b) 凝集してないポリエチレン又はポリプロピレンの纖維（原纖維 （fibrils））のシートから成る合成した製紙用パルプ（39.20） (c) ~ (e) (省 略)	第 47 類 木材パルプ、纖維素纖維を原料とするその他のパルプ及び古紙 (同 左) 総 説 (同 左) この類には、次の物品を含まない。 (a) (同 左) (b) 凝集してないポリエチレン又はポリプロピレンの纖維のシートから成 る合成した製紙用パルプ（39.20） (c) ~ (e) (同 左)

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(省 略)	(同 左)
第 49 類 印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに 手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案 (省 略)	第 49 類 印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに 手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案 (同 左)
49.11 その他の印刷物（印刷した絵画及び写真を含む。） (省 略) この項には、次の物品を含まない。 (a) ~ (d) (省 略) (e) <u>85 類の注6</u> (b) で規定する印刷した「スマートカード」（プロキシ ミティカード又はタグを含む。）(85.23) (f) ~ (h) (省 略) (省 略)	49.11 その他の印刷物（印刷した絵画及び写真を含む。） (同 左) この項には、次の物品を含まない。 (a) ~ (d) (同 左) (e) <u>第 85 類注5</u> (b) で規定する印刷した「スマートカード」（プロキシ ミティカード又はタグを含む。）(85.23) (f) ~ (h) (同 左) (同 左)
第 70 類 ガラス及びその製品 (省 略)	第 70 類 ガラス及びその製品 (同 左)
70.10 ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸 送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、ふ たその他これらに類する物品 (省 略) この項には、液体又は固体（粉、粒等）物品の輸送又は包装に通常、使用さ れる種類の <u>全て</u> のガラス製容器を含む。	70.10 ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸 送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、ふ たその他これらに類する物品 (同 左) この項には、液体又は固体（粉、粒等）物品の輸送又は包装に通常、使用さ れる種類の <u>すべて</u> のガラス製容器を含む。

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>これらには、次の物品がある。</p> <p>(A) ~ (C) (省 略)</p> <p>(D) 管状の容器その他これに類する容器：一般的にランプ加工したガラス管から又は吹き上げ法により製造され、医薬品の運送、包装その他これらに類する用途に供される。</p> <p><u>この項には、また、ガラス製の保存用ジャーを含む。</u></p> <p><u>各種材料のふたで容器とともに使用するものとして提示されればこの項に属する。</u></p> <p><u>この項には、また、ガラス製の栓及びふたも含まれ、普通のガラス又は鉛ガラスで製造され、研磨したもの、カットしたもの、砂を吹き付けたもの、彫刻したもの、腐食したもの、装飾したものがある。栓用のガラス製ボール（ガラスの厚板を切断し、機械的にボールに成形したもの）もこの項に含む。</u></p> <p><u>鍋又はソースパンなどの中の食材をほこり及び水分の過剰な蒸発から保護するために使用される耐熱ガラス製のふたで、台所用調理器具とは別に提示されるものは、この項に属する。</u></p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p>	<p>これらには、次の物品がある。</p> <p>(A) ~ (C) (同 左)</p> <p>(D) 管状の容器その他これに類する容器：一般的にランプ加工したガラス管から又は吹き上げ法により製造され、医薬品の運送、包装その他これらに類する用途に供される。</p> <p><u>この項には、また、ガラス製の保存用ジャーを含む。</u></p> <p><u>各種材料のふたで容器とともに使用するものとして提示されればこの項に属する。</u></p> <p><u>この項には、また、ガラス製の栓及びふたも含まれ、普通のガラス又は鉛ガラスで製造され、研磨したもの、カットしたもの、砂を吹き付けたもの、彫刻したもの、腐食したもの、装飾したものがある。栓用のガラス製ボール（ガラスの厚板を切断し、機械的にボールに成形したもの）もこの項に含む。</u></p> <p style="text-align: right;">(新 規)</p>
<p>70.13 ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第70.10項又は第70.18項のものを除く。）</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>この項には、また、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) 瓶、フラスコ、ジャー及びつぼで通常輸送又は包装に使用する種類のもの、<u>保存用ジャー並びに調理器具とは別に提示される台所用調理器具のふた</u> (70.10)</p> <p>(c) ~ (h) (省 略)</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p>	<p>70.13 ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第70.10項又は第70.18項のものを除く。）</p> <p style="text-align: right;">(同 左)</p> <p>この項には、また、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (同 左)</p> <p>(b) 瓶、フラスコ、ジャー及びつぼで通常輸送又は包装に使用する種類のもの<u>並びに保存用ジャー</u> (70.10)</p> <p>(c) ~ (h) (同 左)</p> <p style="text-align: right;">(同 左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 72 類 鉄 鋼</p> <p>(省 略)</p> <p>72.05 銑鉄、スピーゲル又は鉄鋼の粒及び粉</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。 (a) ~ (d) (省 略) (e) 小さく不完全な軸受用の球は、しばしばショットと同様に使用されるものであっても 84 類の注7により 73.26 項に属する。このような軸受用の球は、ショットよりも整形され、かつ、仕上げられた外観を有しており、更により品質の良い鋼で製造されている点でショットと異なる。</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 73 類 鉄 鋼 製 品</p> <p>(省 略)</p> <p>73.26 その他の鉄鋼製品</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。 (1) 蹄鉄、履物用プロテクター（取付け用ポイントを有しているかいないかを問わない。）、木登り用の昇柱器、機構を有しないベンチレーター、ベネシャンブラインド（窓すだれ）、たる用のたが、電線用の支持具（例えば、支索、クリップ、腕木）、絶縁物の系列を接続又は吊り下げる器具（サス</p>	<p style="text-align: center;">第 72 類 鉄 鋼</p> <p>(同 左)</p> <p>72.05 銑鉄、スピーゲル又は鉄鋼の粒及び粉</p> <p>(同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。 (a) ~ (d) (同 左) (e) 小さく不完全な軸受用の球は、しばしばショットと同様に使用されるものであっても 84 類の注6により 73.26 項に属する。このような軸受用の球は、ショットよりも整形され、かつ、仕上げられた外観を有しており、更により品質の良い鋼で製造されている点でショットと異なる。</p> <p>(同 左)</p> <p style="text-align: center;">第 73 類 鉄 鋼 製 品</p> <p>(同 左)</p> <p>73.26 その他の鉄鋼製品</p> <p>(同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含む。 (1) 蹄鉄、履物用プロテクター（取付け用ポイントを有しているかいないかを問わない。）、木登り用の昇柱器、機構を有しないベンチレーター、ベネシャンブラインド（窓すだれ）、たる用のたが、電線用の支持具（例えば、支索、クリップ、腕木）、絶縁物の系列を接続又は吊り下げる器具（サス</p>

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ペンションロッド、シャックル、エクステンション、接続用のスタッドを有するアイ及びリング、ボールソケット、サスペンションクランプ、デッドエンドクランプ等)、寸法が基準に合っていない鋼球 (84類の注7参照)、柵用の柱、テント用支柱、家畜係索用柱等、庭園の縁用の輪、樹木及びスイートピー等の支柱等、柵用の線を組み合わせるのに使用するひきしめねじ、タイル (73.08項に該当する構造物に使用するものを除く。) 及びとい、硬質の管及びタップ等にフレキシブルなチューブ又はホースを締め付けるのに使用する締め付け用のバンド又はカラーホースクリップ、管を取り付けるのに使用するハンガー、支柱その他これらに類する支持具 (73.08項に該当する管状の構造物を組み立てるために特につくられたクランプその他の器具を除く。)、容量測定具 (家庭のもの (73.23) を除く。)、はめ輪、横断歩道用のびょう、クレーン用の鍛造したフック、各種用途のスナップフック、はしご、脚立、うま、鋳物用中子の支持具 (鋳物用のくぎを除く。73.17)、人造の花及び葉 (83.06項の物品及び71.17項の身辺用模造細貨類を除く。)</p> <p>(省 略)</p> <p>第 81 類 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品</p> <p>総 説</p> <p>この類は、次に記載する卑金属、その合金及びこれらの製品（この表の他の類においてより特殊な限定をして記載されている物品を除く。）に限る。</p> <p>(A) タングステン (81.01)、モリブデン (81.02)、タンタル (81.03)、マグネシウム (81.04)、コバルト (コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物を含む。) (81.05)、ビスマス (81.06)、チタン (81.08)、ジルコニウム (81.09)、アンチモン (81.10) 及びマンガン (81.11)</p> <p>(B) ベリリウム、クロム、<u>ハフニウム</u>、<u>レニウム</u>、<u>タリウム</u>、<u>カドミウム</u>、<u>ゲルマニウム</u>、<u>バナジウム</u>、<u>ガリウム</u>、<u>インジウム</u>及び<u>ニオブ</u> (81.12)</p> <p>(省 略)</p>	<p>ペンションロッド、シャックル、エクステンション、接続用のスタッドを有するアイ及びリング、ボールソケット、サスペンションクランプ、デッドエンドクランプ等)、寸法が基準に合っていない鋼球 (84類注6参照)、柵用の柱、テント用支柱、家畜係索用柱等、庭園の縁用の輪、樹木及びスイートピー等の支柱等、柵用の線を組み合わせるのに使用するひきしめねじ、タイル (73.08項に該当する構造物に使用するものを除く。) 及びとい、硬質の管及びタップ等にフレキシブルなチューブ又はホースを締め付けるのに使用する締め付け用のバンド又はカラーホースクリップ、管を取り付けるのに使用するハンガー、支柱その他これらに類する支持具 (73.08項に該当する管状の構造物を組み立てるために特につくられたクランプその他の器具を除く。)、容量測定具 (家庭のもの (73.23) を除く。)、はめ輪、横断歩道用のびょう、クレーン用の鍛造したフック、各種用途のスナップフック、はしご、脚立、うま、鋳物用中子の支持具 (鋳物用のくぎを除く。73.17)、人造の花及び葉 (83.06項の物品及び71.17項の身辺用模造細貨類を除く。)</p> <p>(同 左)</p> <p>第 81 類 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品</p> <p>総 説</p> <p>この類は、次に記載する卑金属、その合金及びこれらの製品（この表の他の類においてより特殊な限定をして記載されている物品を除く。）に限る。</p> <p>(A) タングステン (81.01)、モリブデン (81.02)、タンタル (81.03)、マグネシウム (81.04)、コバルト (コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物を含む。) (81.05)、ビスマス (81.06)、<u>カドミウム</u> (81.07)、チタン (81.08)、ジルコニウム (81.09)、アンチモン (81.10) 及びマンガン (81.11)</p> <p>(B) ベリリウム、クロム、<u>ゲルマニウム</u>、<u>バナジウム</u>、<u>ガリウム</u>、<u>ハフニウム</u>、<u>インジウム</u>、<u>ニオブ</u>、<u>レニウム</u>及び<u>タリウム</u> (81.12)</p> <p>(同 左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>81.12 ベリリウム、クロム、ハフニウム、レニウム、タリウム、カドミウム、 ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、インジウム及びニオブ（くず を含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）</p> <p>（省 略）</p> <p><u>(K) タリウム</u></p> <p>タリウムは、硫化鉄鉱その他の鉱石の処理の際に生ずる残留物から抽出さ れる。軟らかい金属で、鉛に類似した灰白色を呈する。</p> <p>これは、溶融点、強度、耐食性等を向上させるため鉛と合金に、また、曇り を防止するため銀と合金にされる。</p> <p><u>(L) カドミウム</u></p> <p><u>カドミウムは、主として亜鉛、銅又は鉛の精錬の際に生ずる残留物から蒸留 又は電解により得られる。</u></p> <p><u>外観上は亜鉛に類似するが、亜鉛よりも軟らかい。</u></p> <p><u>主として、他の金属の被覆（噴霧又は電気めっきによる。）、銅、銀、ニッケ ル等の製造の際の脱酸剤として使用される。</u></p> <p><u>また、熱中性子の吸収率が高いので、原子炉の制御棒又はモニター用のロッ ドの製造に供される。</u></p> <p><u>15部の注5の規定によりこの項に該当する主なカドミウム合金としては、 カドミウム・亜鉛合金（耐食性溶融めっき、はんだ付け及びろう付けに使用さ れる。）がある。</u></p> <p><u>ただし、同じ金属を含有するその他の合金（例えば、ある種の軸受用合金） はこの項から除かれる。</u></p> <p>（省 略）</p> <p>第 82 類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品</p> <p>（省 略）</p>	<p>81.12 ベリリウム、クロム、ハフニウム、レニウム、タリウム、カドミウム、 ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、インジウム及びニオブ（くず を含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）</p> <p>（同 左）</p> <p><u>(K) タリウム</u></p> <p>タリウムは、硫化鉄鉱その他の鉱石の処理の際に生ずる残留物から抽出さ れる。軟らかい金属で、鉛に類似した灰白色を呈する。</p> <p>これは、溶融点、強度、耐食性等を向上させるため鉛と合金に、また、曇り を防止するため銀と合金にされる。</p> <p>（新 規）</p> <p>（同 左）</p> <p>第 82 類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品</p> <p>（同 左）</p>

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>82.07 手工具（動力駆動式であるかないかを問わない。）用又は加工機械用の互換性工具（例えば、プレス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あけ、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削又はねじの締付けに使用するもの。金属の引抜き用又は押出し用のダイス及び削岩用又は土壤せん孔用の工具を含む。）</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>この類の前項までの各項は、機械式ののこぎりのブレード等の若干の例外を除き、手持式の工具及び道具でそのまま直接又は柄を取り付けて使用するものについて適用されるが、この項には、<u>単独</u>で使用するのに適しないか、次に掲げる物品に取り付けて使用するように設計されたもので、プレス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あけ、中ぐり、穴ぐり、ブローチ削り、フライス削り、歯切り、切削、切断、ほぞ穴あけ、引抜き等の加工を金属、金属炭化物、木材、石、エボナイト、ある種のプラスチックその他の材料に行う工具又はねじの締付けに使用する工具を含む。</p> <p>(A) (省 略) (B) 加工機械（84.57 項から 84.65 項までのもの及び 84 類の<u>注8</u>の理由により 84.79 項に属するもの) (C) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 84 類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>82.07 手工具（動力駆動式であるかないかを問わない。）用又は加工機械用の互換性工具（例えば、プレス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あけ、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削又はねじの締付けに使用するもの。金属の引抜き用又は押出し用のダイス及び削岩用又は土壤せん孔用の工具を含む。）</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>この類の前項までの各項は、機械式ののこぎりのブレード等の若干の例外を除き、手持式の工具及び道具でそのまま直接又は柄を取り付けて使用するものについて適用されるが、この項には、<u>単独</u>に使用するのに適しないか、次に掲げる物品に取り付けて使用するように設計されたもので、プレス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あけ、中ぐり、穴ぐり、ブローチ削り、フライス削り、歯切り、切削、切断、ほぞ穴あけ、引抜き等の加工を金属、金属炭化物、木材、石、エボナイト、ある種のプラスチックその他の材料に行う工具又はねじの締付けに使用する工具を含む。</p> <p>(A) (同 左) (B) 加工機械（84.57 項から 84.65 項までのもの及び 84 類の<u>注7</u>の理由により 84.79 項に属するもの) (C) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;">第 84 類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>
<p>84.19 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器（理化学用のものを含み、電気加熱式のもの（第 85.14 項の電気炉及びその他の機器を除く。）であるかないかを問わないものとし、家</p>	<p>84.19 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器（理化学用のものを含み、電気加熱式のもの（第 85.14 項の電気炉及びその他の機器を除く。）であるかないかを問わないものとし、家</p>

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>庭用のものを除く。) 並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。)</p> <p>(省 略)</p> <p>(VI) 殺菌用の機器</p> <p>これは、通常蒸気又は沸騰水（加熱空気の場合もある。）により加熱される容器又はチャンバーから成り、この中で殺菌する製品又は材料を、バクテリア等を死滅させるのに十分な高温下で、かつ、製品又は材料の組成又は物理的状態を変化させることなく、所要の時間だけ保持しておく機器である。<u>低温蒸気ホルムアルデヒド(LTSF)滅菌器もこの項に属する。これらの滅菌器は、滅菌剤を加熱して滅菌剤と蒸気の気体混合物を生成させ、バクテリア等を死滅させるのに十分な間、滅菌剤を気体状に保持するためにチャンバーを加熱することにより機能する。</u></p> <p>(省 略)</p>	<p>庭用のものを除く。) 並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。)</p> <p>(同 左)</p> <p>(VI) 殺菌用の機器</p> <p>これは、通常蒸気又は沸騰水（加熱空気の場合もある。）により加熱される容器又はチャンバーから成り、この中で殺菌する製品又は材料を、バクテリア等を死滅させるのに充分な高温下で、かつ、製品又は材料の組成又は物理的状態を変化させることなく、所要の時間だけ保持しておく機器である。</p>
<p>第 85 類</p> <p>電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>(省 略)</p>	<p>第 85 類</p> <p>電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>(同 左)</p>
<p>85.06 一次電池</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (c) (省 略)</p> <p>(d) 使用済みの一次電池及び一次電池のくず <u>(85.49)</u></p> <p>(e) (省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>85.06 一次電池</p> <p>(同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (c) (同 左)</p> <p>(d) 使用済みの一次電池及び一次電池のくず <u>(85.48)</u></p> <p>(e) (同 左)</p> <p>(同 左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>85.07 蓄電池（隔離板を含むものとし、長方形（正方形を含む。）であるかないかを問わない。） (省 略) この項には、次の物品を含まない。 (a) (省 略) (b) 使用済みの蓄電池及びそれらのくず <u>(85.49)</u> (省 略)</p>	<p>85.07 蓄電池（隔離板を含むものとし、長方形（正方形を含む。）であるかないかを問わない。） (同 左) この項には、次の物品を含まない。 (a) (同 左) (b) 使用済みの蓄電池及びそれらのくず <u>(85.48)</u> (同 左)</p>
<p>85.18 マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）、ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響增幅装置 (省 略) この項には、次の物品を含まない。 (a) 及び (b) (省 略) (c) 半導体ベースの変換器（例えば、シリコンマイクロホンに使用する微小電気機械システム <u>(MEMS)</u> センサー）(85.41) 及びマルチコンポーネント集積回路（MCO）を含む集積回路（例えば、MEMS センサー素子及び特定用途向け集積回路（ASIC）チップから成るシリコンマイクロホン）(85.42) (d) (省 略) (省 略)</p>	<p>85.18 マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）、ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響增幅装置 (同 左) この項には、次の物品を含まない。 (a) 及び (b) (同 左) (c) 半導体ベースの変換器（例えば、シリコンマイクロホンに使用する微小電気機械システム <u>(MEMS)</u> センサー）(85.41) (d) (同 左) (同 左)</p>
<p>85.41 半導体デバイス（例えば、ダイオード、トランジスター及び半導体ベースの変換器）、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、発光ダイオード（LED）（他の発光ダイオード（LED）と組み合わせてあるかないかを問わな</p>	<p>85.41 半導体デバイス（例えば、ダイオード、トランジスター及び半導体ベースの変換器）、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、発光ダイオード（LED）（他の発光ダイオード（LED）と組み合わせてあるかないかを問わな</p>

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
い。) 及び圧電結晶素子 (省 略) (A) 半導体デバイス（例えば、ダイオード、トランジスター、半導体ベースの変換器） (省 略) <p>このグループの半導体ベースの変換器には、シリコンベースセンサー、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースオシレーター、シリコンベースレゾネーター又はこれらを組み合わせたもので、この類の<u>注12(b)(iv)</u>に規定する一以上のモノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路、マルチチップ集積回路又はマルチコンポーネント集積回路を有するものを含まない（85.42）。</p> (省 略)	い。) 及び圧電結晶素子 (同 左) (A) 半導体デバイス（例えば、ダイオード、トランジスター、半導体ベースの変換器） (同 左) <p>このグループの半導体ベースの変換器には、シリコンベースセンサー、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースオシレーター、シリコンベースレゾネーター又はこれらを組み合わせたもので、この類の<u>注12(b)(iv)(3)</u>に規定する一以上のモノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路、マルチチップ集積回路又はマルチコンポーネント集積回路を有するものを含まない（85.42）。</p> (同 左)
第 87 類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品 (省 略)	第 87 類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品 (同 左)
87.04 貨物自動車 (省 略)	87.04 貨物自動車 (同 左)
号の解説 8704.10 (省 略) 8704.21、8704.22、8704.23、8704.31、 <u>8704.32</u> 、8704.41、8704.42、8704.43、	号の解説 8704.10 (同 左) 8704.21、8704.22、8704.23、8704.31 及び 8704.32

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>8704.51 及び 8704.52</u></p> <p>車両総重量は、車両の最大設計重量として車両メーカーが公表した重量である。この重量は、車両の自重、最大積載貨物量、運転手及び満載燃料の重量を合計したものである。</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 89 類 船舶及び浮き構造物</p> <p>(省 略)</p>	<p>車両総重量は、車両の最大設計重量として車両メーカーが公表した重量である。この重量は、車両の自重、最大積載貨物量、運転手及び満載燃料の重量を合計したものである。</p> <p>(同 左)</p> <p style="text-align: center;">第 89 類 船舶及び浮き構造物</p> <p>(同 左)</p>
<p><u>89.03 ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、櫓（ろ）櫂（かい）船及びカヌー</u></p> <p>(省 略)</p>	<p>89.03 ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、櫓（ろ）櫂（かい）船及びカヌー</p> <p>(同 左)</p>
<p>号の解説 <u>8903.31、8903.32 及び 8903.33</u></p> <p>「船外機」は 84.07 項の解説に記載をしている。</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 95 類 玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>(省 略)</p>	<p>号の解説 <u>8903.92</u></p> <p>「船外機」は 84.07 項の解説に記載をしている。</p> <p>(同 左)</p> <p style="text-align: center;">第 95 類 玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>(同 左)</p>
<p><u>95.04 ビデオゲーム用のコンソール及び機器、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。）並びに硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動する娯楽用の機械</u></p>	<p>95.04 ビデオゲーム用のコンソール及び機器、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。）並びに硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動する娯楽用の機械</p>

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) この類の号注1のビデオゲーム用のコンソール又は機器 目的とする特性及び主たる機能が、娯楽目的（ゲームプレイ）を意図したビデオゲームコンソール及びビデオゲームは、依然としてこの項に分類される（自動データ処理機械に関する<u>84類の注6</u>（A）の規定を満たすか満たさないかを問わない。）。</p> <p>この項は、また、ビデオゲームコンソール及びビデオゲームの部分品及び附属品（この類の注3の規定を満たすものに限る。）を含む（例えば、ケース、ゲームカートリッジ、ゲームコントローラー、ステアリングホイール）。</p> <p>ただし、この項には次の物品は含まない。</p> <p>(a) 84類の注6（C）の規定を満たす周辺機器（キーボード、マウス、ディスク記憶装置等）(16部)</p> <p>(b) (省 略)</p> <p>(3) ~ (13) (省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>(同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) この類の号注1のビデオゲーム用のコンソール又は機器 目的とする特性及び主たる機能が、娯楽目的（ゲームプレイ）を意図したビデオゲームコンソール及びビデオゲームは、依然としてこの項に分類される（自動データ処理機械に関する<u>第84類注5</u>（A）の規定を満たすか満たさないかを問わない。）。</p> <p>この項は、また、ビデオゲームコンソール及びビデオゲームの部分品及び附属品（この類の注3の規定を満たすものに限る。）を含む（例えば、ケース、ゲームカートリッジ、ゲームコントローラー、ステアリングホイール）。</p> <p>ただし、この項には次の物品は含まない。</p> <p>(a) 84類<u>注5</u>（C）の規定を満たす周辺機器（キーボード、マウス、ディスク記憶装置等）(16部)</p> <p>(b) (同 左)</p> <p>(3) ~ (13) (同 左)</p> <p>(同 左)</p>